

和歌山県立医科大学の法人化問題 中間報告書

平成16年3月

和歌山県立医科大学法人化問題委員会

和歌山県立医科大学法人化問題 中間報告 目次

．はじめに	2
．独立行政法人化に対する基本的考え	3
(1)はじめに	3
(2)現状の分析	3
(3)和歌山県立医科大学のあるべきすがた	4
(4)いかなる独立行政法人化であるべきか	5
(5)さいごに	6
．公立大学法人制度の問題点と本学のあるべき姿	7
はじめに	7
1 大学の運営組織	7
(1)設置形態	7
(2)教学と経営	7
(3)役員会	8
(4)学長	9
(5)教職員の身分	10
今後検討を要する課題	11
2 中期目標・中期計画・年度計画、業務実績評価等、財務	12
(1)中期目標	12
(2)中期計画	13
(3)年度計画	13
(4)各年度の業務実績評価	14
(5)中期目標に係る業務実績評価	14
(6)中期目標の期間終了時の検討	15
(7)財務	16
．まとめ	18
資料	
学長と理事長が同一人の場合（法第71条1項）	19
学長を理事長と別に任命する場合（法第71条1項但し書き）	20
組織図案	21
中期目標・中期計画・年度計画	22
業務実績評価等	23
『地方独立行政法人法』の概要	24
総務省作成 地方独立行政法人法案における公立大学法人に関する主要な特例	38

はじめに

今日の時代の中で大学はどのような教育・研究をすすめる時代の要請に応えるか、そのためにどのような組織・構成のあり方が望ましいのかを、大学の構成員は、自らの責務として考え実行していくことが求められている。

とりわけ公立大学は、それぞれの地域の特性に見合った地域に開かれた個性的な大学を目指すことが求められている。

即ち、今日の「大学の構造改革」の中で、公立大学が存在し続け、一層の発展を期するためには高等教育・研究機関としての機能のみならず、地域とのつながりの中で大学自らが積極的に地域に働きかけを行うことを通じて、地域の活性化のための社会的資源としての役割を積極的に担うなど、これまで以上に主体的な活動が求められている。

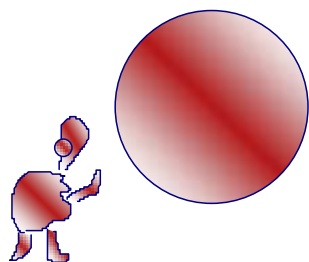
本学は、県内で唯一の医科大学で、設置者が県であることから、大学に対する県民の期待は大きく、その期待に対しての責務と使命は極めて重く重要である。この期待に応えるため、次世代の優秀な医療従事者・医学者を養成する医学教育、医学研究、さらに先進的・高度な医療を研究、実践する医療の充実を一層進めていく必要がある。

ところで、いわゆる大学改革の具体策として、大学の法人制度が検討され、国立大学法人法が本年7月に制定され、平成16年度より国立大学は国立大学法人に改組されることになった。

公立大学においては、地方独立行政法人法の中に、国立大学法人法をモデルとした法人制度が盛り込まれ、これも本年7月に制定された。

このような状況にあって、平成14年7月の本学教授会において「和歌山県立医科大学法人化問題委員会」（以下本委員会）が設置された。

本委員会では、はじめに法人化ありき、即ち、法人化を進めるための論議ではなく、本学の活性化のためには何が問題であり、どういう方向性が望ましいのか、県民から何を期待されて、それにどう応えるのかを基本的な視点とし、本学の活性化のために法人制度がどのように活かされるのか、又は、逆に活性化を阻害する要因として、どのような問題があるかを一年間にわたって論議してきた。その概要を中間報告として、以下にとりまとめることにした。



独立行政法人化に対する基本的考え

(1)はじめに

国立大学の法人化が平成 16 年度より実施されようとしているが、本学にとって、単純に国立大学になった形の法人化が、活性化につながるとは限らない。まず、本学の現状を分析し、それを踏まえた法人化を検討する必要がある。本章では、本学の現状を分析し、その問題点を抽出した上で法人化に対する基本的考えを述べることとする。

(2)現状の分析

本学は昭和20年の開学以来、本県の医学・医療の中核的役割を果たして来たが、教育、研究、臨床、地域医療のそれぞれの面において、解決しなければならない課題が残されている。

和歌山県立医科大学は昭和 20 年の創設以来、和歌山県、大阪府泉南地域の医学・医療の中心としてその役割を果たしてきた。しかし、創設 50 数年を経てその問題点も明らかになりつつある。ここでは医科大学の使命である教育、研究、臨床と地域医療に関する現状を分析し、その問題点について考えたい。

教 育

医学教育にとって最も重要なものは、その人間教育にある。当大学において教養教育は時間的にもその内容においても充実しており、一定の成果を挙げている。しかし 6 年間のカリキュラム全体を眺めてみると、時代にそぐわないカリキュラムもあり、斬新な医学教育カリキュラムを実施しているとは必ずしも言い難い。特に、チュートリアルカリキュラムやクリニカルクラークシップの導入等、参加型教育カリキュラムの充実が急がれる。大学院教育もようやくカリキュラムの充実が図られたが、定員の充足、教育スタッフの充実、研究費の確保等、改善、充実されるべき課題が残されている。

研 究

文部科学省科学研究費補助金獲得、医学一流誌への投稿状況から判断される本学の研究は、国内外で一定の評価を得ているが、残念ながら本学全体の研究体制は世界的なレベルには及んでいない部分があり、諸課題の解決へ向けた取り組みが急務である。本学の研究体制は各講座部門を中心として行われ一定の成果を上げてきたが、講座の枠を超えた活発な共同研究が自由に行える環境整備が行われていないこと、また産官学にまたがる研究は一部を除いてほとんど行われていないこと、更に若手を大胆に登用し、新しい発想で

研究を推進するという体制が整っていないこと等が問題点として挙げられよう。研究評価に関しては自己評価がようやく開始されたが、外部第三者による客観的評価はこれから行わねばならず、そのフィード・バックも今後の課題である。

臨床

附属病院の臨床実績は外来患者数、入院患者数ともに近年増加の一途をたどり、県下の基幹病院としての役割を果たしており、診療内容も充実しつつある。しかし、更なる先端医療の充実、患者中心の医療の充実等、取り組むべき課題も多い。

地域医療

創設以来、地域への医師派遣など、本学が地域医療に果たしてきた功績は大きい。今後の公的関連病院などへの医師派遣は、大学として一貫した制度の下で行われることが望ましく、また、病診、病病連携についても、和歌山県全域にわたる広範なネットワークの構築等、地域医療との連携強化が、今後の課題として挙げられる。

(3)和歌山県立医科大学のあるべきすがた

「地域と世界」をキーワードとし、その観点に立って、教育、研究、臨床、地域医療のあるべきすがたを考える必要がある。

和歌山県立医科大学は地域に貢献する医科大学を目指し、地域に貢献する医師の育成、地域貢献を目指した医学研究と臨床をその中核とするべきである。しかし、大学本来の使命を考えるならば、教育、研究は地域の枠を超えたものであり、その水準は地域に根ざしたテーマといえども世界的レベルでなければならない。「地域と世界」が大学理念のキーワードである。

教育

地域に貢献する医療人の育成にとって、最も重要なものは人間性豊かな人材育成である。幸い充実した教養教育が行われている本学では引き続き教養教育の充実に努めることが必要である。近年、全国の医科大学で教養課程の廃止が行われているが、これは医学教育にとって、大きな問題を含んでいる。この点を踏まえて、教育カリキュラムに斬新なものを取り入れ、その充実を

図るべきである。大学院教育の充実も切実でかつ重要な問題である。大学院専従教官の選定やカリキュラム編成など大胆な改革が必要である。卒後教育にも地域に貢献する医師づくりの概念が導入されるべきである。

研究

世界的レベルの研究が、講座の枠を超えて行われるような体制を確立する必要がある。助教授、講師など若手研究者に独自の研究体制を支援することが重要である。さらに第三者によってこれらの研究成果は評価され、その実績を元に支援体制の再編成が行われるべきである。社会に目を向けた研究を推進し、社会に開かれた研究組織作りも重要である。

臨床

本学附属病院は、和歌山県の基幹病院としての役割を今まで以上に果たさなければならない。このためには入院、外来ともに臓器別の診療体制を確立する必要がある。診療内容をはじめとする病院機能全般にわたる外部評価を受け、それがそれぞれの分野にフィードバックされることが必要である。自己評価と外部評価を継続的に実施することにより、各診療科のレベルアップを図り、看護部門など各病院部門の更なる充実を図ることにより、最先端医療、患者中心医療を提供できる、日本のトップレベルの病院を目指すべきである。

地域医療

大学として地域医療の支援体制を確立する必要がある。また病診、病病連携や地域医療支援ネットワークを確立し、その中心として活躍することが期待される。

(4)いかなる独立行政法人化であるべきか

大学組織を機能的な組織に変えるためには、法人化はまたとない好機である。しかし、法人化によって大学の自主性が失われたり、附属病院の経営の効率化を図るあまり、大学附属病院の持つ本来の使命を見失ったりしてはならない。法人化の利点を生かし、欠点を排した法人化を行い、本学のより一層の充実、発展に取り組むべきである。

前述した本学の問題点と、あるべきすがたを考慮した独立行政法人化が行われるべきである。独立行政法人化の利点としては民間経営方法による競争

原理の導入、組織の改変による活性化、第三者評価や目標設定によるモチベーションの高揚、などがあげられ、大学の飛躍的發展につながる可能性が期待できるが、一方では大学の自主性の喪失、経営主義による教育、研究、診療の粗雑化、粗略化などが憂慮される。これら利点を生かし、欠点を排除した法人化を目指して万全の体制で取り組むべきである。

組織改変

現在の大学組織は、設置者と大学の関係も含め、大学の自由裁量が制約されることもあり、そのため迅速かつ臨機応変な対応ができず硬直化している面がある。この旧態としたシステムを改善するためには、法人化はまたとない好機である。ここで最も重要なことは、法人化に伴う組織改変において、大学の自主性が失われないようにするべきである。人間性豊かな医師の育成、独創性のある研究、大学病院としてのレベルの高い診療を考えると、大学の自主性をなくしてこれらのことは遂行されない。

民間的経営手法の導入

経営の効率化、活性化を民間的手法の導入により組織活性を促すことは、重要と考える。前述したように、中期目標の設定、第三者評価の実施、実績に基づく予算配分は本学の活性化につながるものであろう。しかし、非採算部門である教育の切り捨てや簡素化は行われてはならない。また、附属病院経営にあたっては、経営の効率化を図る余り、大学病院らしさを失うような経営を行ってはならない。

社会に開かれた大学

従来の公務員の枠を超え、社会で活躍する大学人を育成する。民間企業との積極的交流を図り、社会的ニーズの高い研究への着手が可能となる体制の確立が望まれる。また、民間企業から研究者を受け入れた共同研究も大学の活性化につながる。さらに地域医療機関との人材交流、共同研究などの連携を深めることも開かれた大学を実現する一環である。

(5)さいごに

本学の現状を分析し法人化に対する考えを述べた。法人化にあたっては設置者、大学関係者の密接な連携の下に進められるべきである。大学にあっては、法人化の是非を含め、あるべき法人化のすがたなどが十分議論される必要がある。



公立大学法人制度の問題点と本学のあるべき姿

はじめに

公立大学法人制度を盛り込んだ地方独立行政法人法の基本理念は、公共性 透明性 自主性である。

具体的には、6年間の中期計画を立案し、それに基づいて業務を遂行し、第三者機関の評価委員会の評価を受け、中期目標終了時に計画の見直しを行う。ディスクロージャー（透明性）の担保として、中期目標、計画、業務実績、財務状況を積極的に公開するなど、公共性、透明性を担保しながら、法人（本委員会の対象である公立大学法人）が自主性を発揮し、大学が活性化することを目的としている。

本委員会では、地方独立行政法人法で法定された、公立大学法人像について大学運営組織、財務等の諸点から大学としてあるべき姿、大学の活性化に必要な条件等について、本章において論議した。

1 大学の運営組織

(1) 設置形態

設置形態は法人とする方が望ましい。

「独立行政法人化に対する基本的考え」で、「独立行政法人化の利点としては民間経営方法による競争原理の導入、組織改変による活性化、第三者評価や目標設定によるモチベーションの高揚、などがあげられ、大学の飛躍的発展につながる可能性が期待できるが、一方では大学の自主性の喪失、経営主義による教育、研究、診療の粗雑化、粗略化などが憂慮される。これら利点を生かし、欠点を排除した法人化を目指して万全の体制で取り組むべきである。」と述べたように、利点を生かし、欠点を排した法人化を行い、本学のより一層の充実・発展を図るべきである。

(2) 教学と経営

地方独立行政法人法では、「教育研究に関する審議機関(教育研究審議機関)」と「経営に関する審議機関(経営審議機関)」は必置となっている。

教育研究審議機関、経営審議機関の構成員の指名・任命については、国立大学法人に準じて学長が指名・任命するシステムとする必要がある。

地方独立行政法人法では、「教育研究に関する審議機関（教育研究審議機関）」「経営に関する審議機関（経営審議機関）」は必置となっている。

「教育研究審議機関」は、教育研究に関する重要事項を審議する機関であり、現行の教授会（評議会）に近い役割を果たすものと思われる。

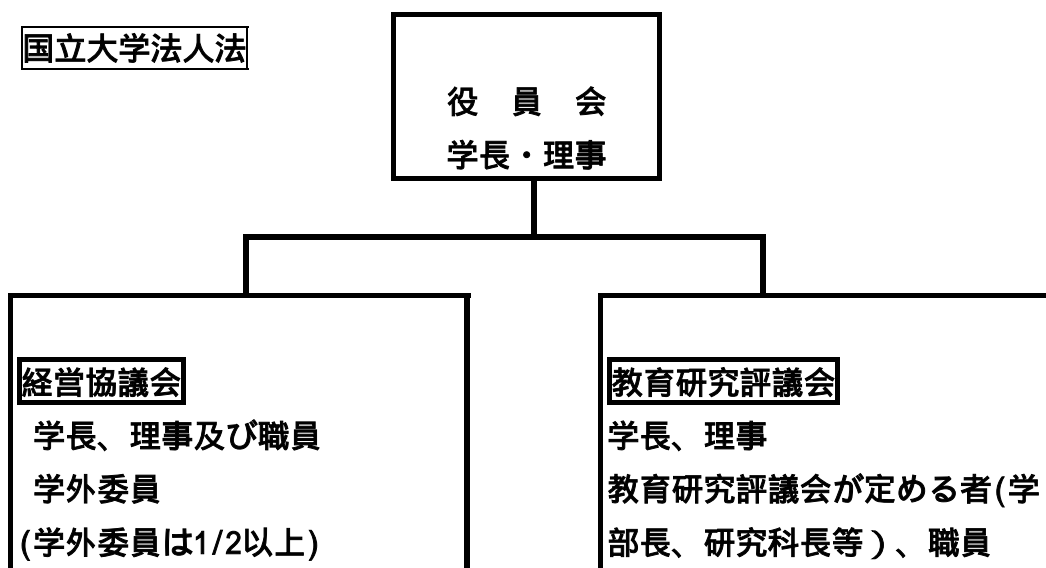
「経営審議機関」は、経営に関する重要事項を審議する機関であり、国立大学法人法では学外者の参画が定められているが、地方独立行政法人法では学外者の参画については定められていない。経営に詳しい学外者を参画させることは、大学の活性化につながると考えられるが、学外者を人選する場合は、大学経営に精通し、人格が高潔で、高い見識を有する者が望まれ、さらに大学の自治性、自主性を高める意味から、学外者の人数は十分検討する必要がある。

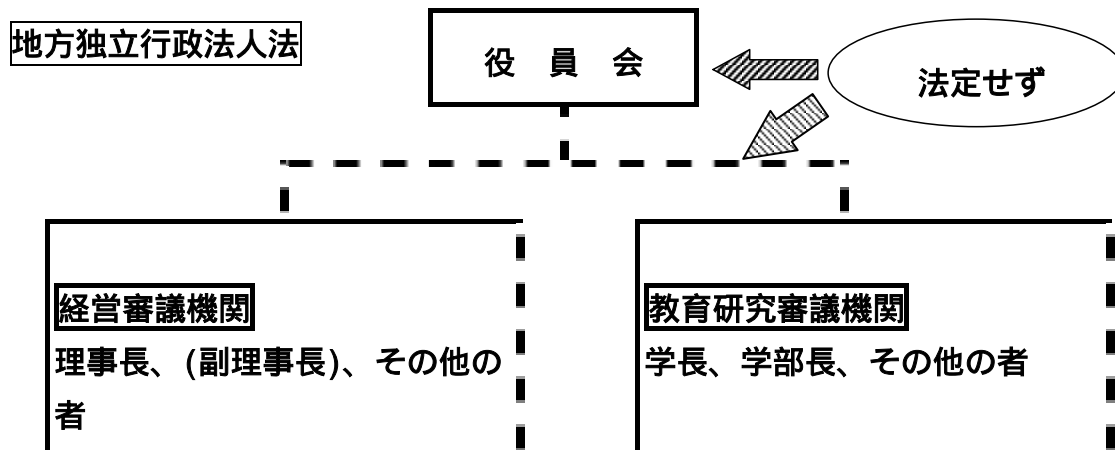
また、教育研究審議機関、経営審議機関の指名・任命については、国立大学法人に準じて学長が指名・任命するシステムとする必要がある。

(3) 役員会

国立大学法人法に準じて役員会を設置すべきである。

地方独立行政法人法では、「役員会」の設置は法定されていないが、国立大学法人法では必置となっている。2つの法律を図示すれば次のとおりである。





国立大学法人法では、経営・教学の両面にわたり、特定の重要事項について、学長の意思決定に先立ち議決する機関として、学長と数名の理事により構成する役員会を設けている。

このことは、文部科学省における「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の最終報告の主旨を踏まえたものである。

「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」最終報告書の内容
 大学本来の自主性・自律性に加え、法人化に伴い運営上の裁量が大幅に拡大することを考慮すれば、意思決定プロセスの透明性の確保、役員間の適切な責任分担による一体的な運営、さらに適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件については、大学としての意思決定に際し、役員による合議制を制度的に導入することが適当である。

地方独立行政法人法では、「役員会」の設置は法定されていないが、基本的には上記「最終報告」の考え方は公立大学にも当てはまるものであり、学長のリーダーシップを発揮しやすいよう「役員会」制度を導入し、トップマネジメントを実現するため、国立大学法人法に準じて役員会を設置することが適当である。

(4)学 長

大学の自主性、自立性の確保、教学面(教育・研究)の観点から、国立大学法人と同じく、学長と理事長を同一とすべきである。

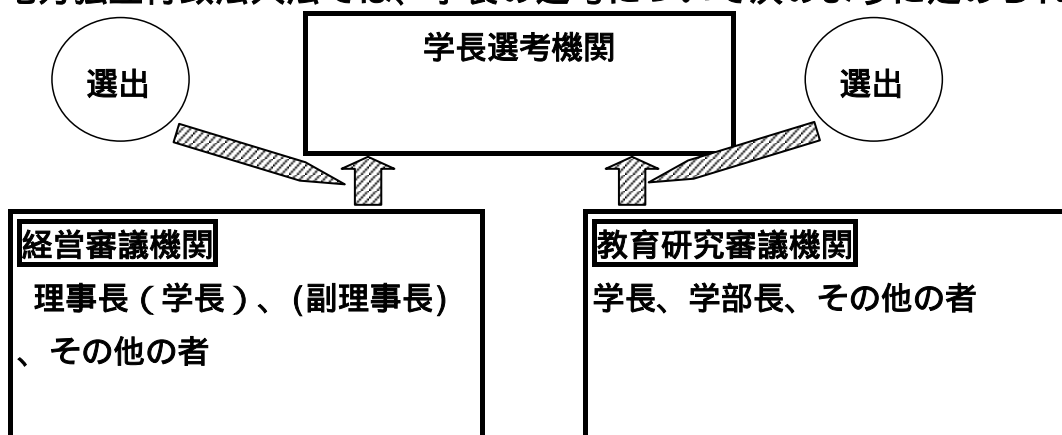
地方独立行政法人法では、理事長と学長を同一人が勤めることを原則としているが、定款で定めるところにより学長を理事長と別に任命することがで

きるとし、2つのケースが可能となっている。

一方、国立大学法人法では、大学の代表者として学長を規定し、理事長ポストを設けていない。

大学の自主性、自立性の確保、教学面（教育・研究）の観点から、国立大学法人と同じく、学長と理事長を同一とすべきである。

地方独立行政法人法では、学長の選考について次のように定められている。



前図のように地方独立行政法人法では、学長選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関から選出された者で構成する、と定められている。その意味からも、経営審議機関の学外委員の人選については、大学経営に精通し、人格が高潔で、高い見識を有する者が望まれる。

(参考)

国立大学法人法では、学長選考は「学長選考会議」で行われ、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の代表者、それぞれ同数で構成され、又そのほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を加えることができる、と定められている。

(5) 教職員の身分

地方独立行政法人法では、公立大学法人の役員及び職員の身分形態は非公務員と定められている。非公務員とするメリットを生かすための運用が肝要である。

地方独立行政法人法では、公立大学法人の役員及び職員の身分形態は非公務員と定められている。ただし、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

非公務員とするメリットは次のようなことが考えられ、そのことを活かすための運用が肝要である。

- ・能力・業績に応じた給与システムを大学の責任で導入
- ・兼職等の規則を撤廃し、能力・成果を産学官連携等を通じて社会還元
- ・事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現

今後検討を要する課題

教授会の役割と位置付けについて

地方独立行政法人法第 77 条では、経営に関する重要事項を審議する機関として「経営審議機関」が、教育研究に関する重要事項を審議する機関として「教育研究審議機関」の設置が定められている。

他方、学校教育法第 59 条で「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と規定され、必置となっている。

「公立大学法人」において、2つの審議機関、とりわけ「教育研究審議機関」と「教授会」の役割分担、「教授会」の位置付けをどのようにするべきか、慎重に検討する必要がある。

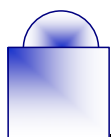
両審議機関の構成メンバーで法定されていない「その他の者」について

「経営審議機関」「教育研究審議機関」の設置は地方独立行政法人法で定められているが、構成メンバーは国立大学法人法のように詳細に定められていない。

例えば、経営面を審議する国立大学法人法の「経営協議会」は、学長、理事及び職員、学外委員（1/2 以上）と定められているが、公立大学法人では、理事長、（副理事長）、「その他の者」となっている。

また、「教育研究審議機関」においても、学長、学部長、「その他の者」となっており、詳細に定められていない。

公立大学法人の両審議機関がその役割を十分発揮するためには、構成メンバーをどのようにするべきか、慎重に検討する必要がある。



2 中期目標・中期計画・年度計画、業務実績評価等、財務

(1) 中期目標

大学は、大学の自主性を堅持し、教育研究の発展に資するための目標を作成し、知事が定める中期目標に反映されるよう努力しなければならない。

地方独立行政法人法では、

知事が中期目標（期間6年）を作成し、議会の議決を経て、中期目標を定める。

作成にあたっては、知事はあらかじめ公立大学法人の意見を聴き、意見に配慮しなければならない。

また、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

知事は、議会の承認を得た中期目標を公立大学法人に指示し、公表すると、定められている。

知事が、中期目標を作成するに際し、「あらかじめ公立大学法人の意見を聴き、意見に配慮しなければならない」ということは、中期目標が知事から一方的に押しつけられる目標ではなく、設置者と大学の双方の合意の基で作成されることを意味している。

このことは、公立大学法人制度の基となっている国立大学法人制度に関する国会審議のなかで、衆議院文部科学委員会における遠山文部科学大臣（当時）の答弁でも明らかにされている。

遠山文部科学大臣答弁内容

…… 通常の独立行政法人であると、中期目標を大臣が定めて、指示するという事になっているが、国立大学法人については、その基本を踏まえながらも、文部科学大臣に対しては法律上明確に、大学の教育研究の特性への配慮を課しているし、また、国立大学法人の意見の事前の聴取義務も明記されているし、国立大学法人の意見への配慮義務というものも課されているわけである。

ということは、いわば、中期目標の実際上の作成主体は国立大学法人とも解せられる。他方、高等教育全体のあり方あるいは財政上の観点などから大臣も関与して、ともに中期目標を形成していくということである。

したがって大学は、中期目標について大学自らが真剣に議論し、教育研究

の発展に資するための目標を作成し、知事が定める中期目標に反映されるよう努力しなければならない。

(2)中期計画

大学は、中期目標に基づき中期計画を作成することになるが、この計画は大学の方向性の根幹をなす重要なものであり、計画作成にあたっては、綿密な検討が必要である。

地方独立行政法人法では、

公立大学法人は、中期目標に基づき中期計画を作成し、知事の認可を受けなければならない。

認可にあたっては、知事は地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

公立大学法人は中期計画を知事が認可したのち、中期計画を公表しなければならない。

と、定められている。

中期計画は、中期目標を達成するための計画であり、県民へのサービスの提供、運営の改善、予算収支計画や資金計画に至るまで、中期目標を達成するためのあらゆる計画内容を盛り込まなければならない。この計画が大学の方向性の根幹をなす、非常に重要なものであり、計画作成にあたっては、綿密な検討が必要である。

(3)年度計画

大学の運営は、年度計画によって行われることになり、大学は、中期計画に基づき綿密な年度計画を作成する必要がある。

地方独立行政法人法では、毎年度公立大学法人が中期計画に基づき年度計画を作成し、知事に届け出るとともに公表する、と定められている。

中期目標・中期計画・年度計画のすべてについて、地方独立行政法人法では、「公表」することが義務づけられており、大学運営についての透明性が求められている。このことは、学問の府としての大学人自らが自覚す

る必要がある。

(4) 各年度の業務実績評価

大学は、中期目標を達成するためにも、各年度の業務実績に対する評価を謙虚に受け止め、必要があれば改善し、次期計画に反映させるなど、柔軟な対応が必要である。

地方独立行政法人法では、

公立大学法人が年度業務実績を作成し、地方独立行政法人評価委員会の評価を受ける。

地方独立行政法人評価委員会は、中期計画の実施状況を調査分析し、事業年度の実績を総合的に評定し、評価結果を公立大学法人に通知するとともに、知事に報告し、公表する。

地方独立行政法人評価委員会は、必要がある場合公立大学法人に業務改善その他の勧告をすることができ、知事に報告すると同時に公表する。

知事は地方独立行政法人評価委員会からの報告を受けたときは、その旨を議会に報告する。

と、定められている。

大学は、中期目標を達成するためにも、各年度の業務実績に対する評価を謙虚に受け止め、改善が必要ならば遅滞なく改善する必要がある。

ただし、問題点としては、地方独立行政法人法では各年度の業務実績評価については、学校教育法に定める認証評価機関の評価を踏まえるとの規程が定められていないことから、教育研究面の適正な評価について、制度面、運用面で今後検討が必要である。

(5) 中期目標に係る業務実績評価

中期目標期間終了後の評価は、今後の大学の方向性を決定する重要な評価である。評価結果には十分配慮し、速やかな対応が必要となるとともに、評価結果を次期計画に反映させなければならない。

地方独立行政法人法では、

公立大学法人は、中期目標期間終了後 3 月以内に事業報告書を作成し、

知事に提出するとともに公表する。知事は議会に報告する。

公立大学法人は、地方独立行政法人評価委員会に評価を依頼する。

と、定められており、以下は(4)と同じ手順であるが、地方独立行政法人評価委員会は評価にあたって、学校教育法第69条3第2項の認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる必要がある。

中期目標に対する評価も地方独立行政法人評価委員会が行うが、同評価委員会は評価にあたり、学校教育法に基づく認証評価機関の評価を踏まえなければならないことが規定されている。このことは大学運営に経営面の改善だけを求めているのではなく、教育研究に関しても大学としての使命を十分果たしているか、という点にも配慮されていることに他ならない。

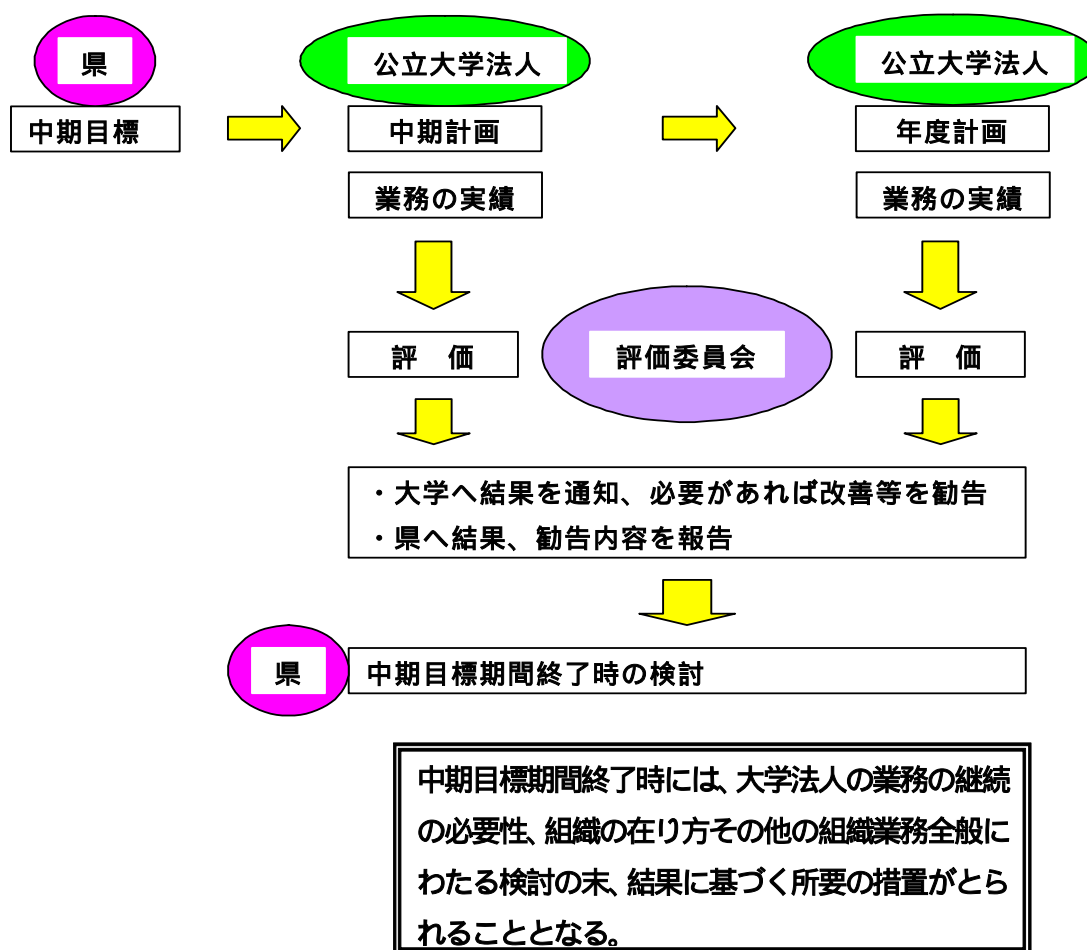
業務改善その他の勧告を受けた場合は、速やかに改善策を検討し、次期計画(中期計画及び年度計画)に生かしていかなければならない。中期目標期間終了時の評価が、大学の今後を考える上で非常に重要な判断材料となる。

(6) 中期目標の期間終了時の検討

知事は、年度ごとの評価、中期目標期間終了時の評価を検討し、その結果所要の措置を講ずるといった厳しい内容になっている。公立大学法人としては、中期目標に基づき、成果を十分にあげるよう、最善の努力しなければならない。

地方独立行政法人法では中期目標終了時、知事は地方独立行政法人評価委員会の意見を聴いて、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討を行い、結果に基づき所要の措置を講ずるものとなっている。

計画・評価の概略図



中期目標の期間終了時の評価を受けて、知事が大学の業務の継続の必要性、組織の在り方などを含め、組織業務全般に渡って検討を行うこととなる。このことは、業務継続の中止の判断もあり得る分けであり、中期目標を達成するための中期計画、年度計画に基づき、着実に実施していくことが大学にとって最重要課題である。

(7) 財務

法人化後は企業会計原則となり、より経営責任を明確にし、監事の監査に加え会計監査人の監査が必要になることなどから、企業的な経営感覚が要求され、それに対応した組織・システムが必要となる。

教育は国家の基本であることから、公立大学法人についても、国立大学法人に準じて何からの形で、国の財産支援制度を望むものである。

地方独立行政法人法では、財務に関する重要事項は次の項目である。

公立大学法人に出資できるのは、地方公共団体だけ（第6条2項）。

会計は原則として企業会計原則による（第33条）。

毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し知事に提出し、承認を受けなければならない（第34条1項）。

公立大学法人は、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない（第35条）。

公立大学法人は、長期借入金及び債券発行はできないが、県からの長期借入金は可能（第41条5項）。

県は、公立大学法人に対し、業務の財源に充てるのに必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（第42条）。

法人化により、会計は、企業会計原則によらなければならない。このことは一般企業と同様、経営に関しての責任を、より明確にするものである。更に、監事の監査の他に会計監査人の監査も受けるという二重の監査構造になっており、経営に関して厳しいチェックが行われることとなる。したがって、現在の会計システムでは通用しなくなり、新しい会計システムに対応できる組織整備が必要である。

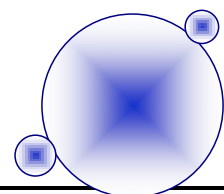
現在の国公立大学に対する国の財政的支援について考えてみると、国立大学については、設置者として、自ら予算措置を行い、公立大学については、設置する地方公共団体に対して交付税措置を行い、私立大学については、経営主体である学校法人に対して、経常費補助金を交付すること等により、財政的支援を行っている。

このことは、国家を構成する基本である国民の教育は、国公立を問わず、国家として、最重要課題であるとの考え方によるものである。

国立大学は国立大学法人に変わり、新たに運営費交付金制度が創設されるが、公立大学法人についても、何らかの形で、国の財政支援制度を望むものである。

戦後の日本が、これほど発展、成長を遂げたのは、国民の勤勉さと相俟って、国家においても、家庭においても、教育に心血を注いだからに他ならない。これからの日本にとって、資源が少ないハンディを克服し、少子化の波が押し寄せれば押し寄せる程、密度の濃い教育が求められている。

「元来、教育は、国家の最も重要な基盤となるものであり、日本の未来への投資である。」との考え方が肝要である。



まとめ

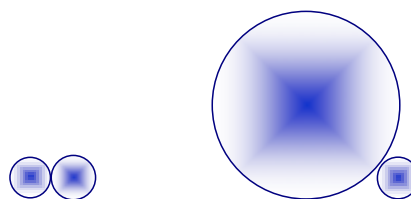
本委員会は、設置以来、国立機関の独立行政法人化、国立大学法人化、さらには地方独立行政法人化のめまぐるしい動きの中で、本学が、これら一連の組織改革を「大学の活性化」の方策としてどのようにとらえ、対応していくべきかを基本的な視点として論議を重ねてきた。

その結果、大学の運営組織として法人化制度を取り入れることは、大学の飛躍的な発展につながる可能性がある。しかし、効率主義が余りに求められると大学の自主性が喪失する可能性があり、そのことが、教育、研究、診療の粗略化を招く危険性がある。

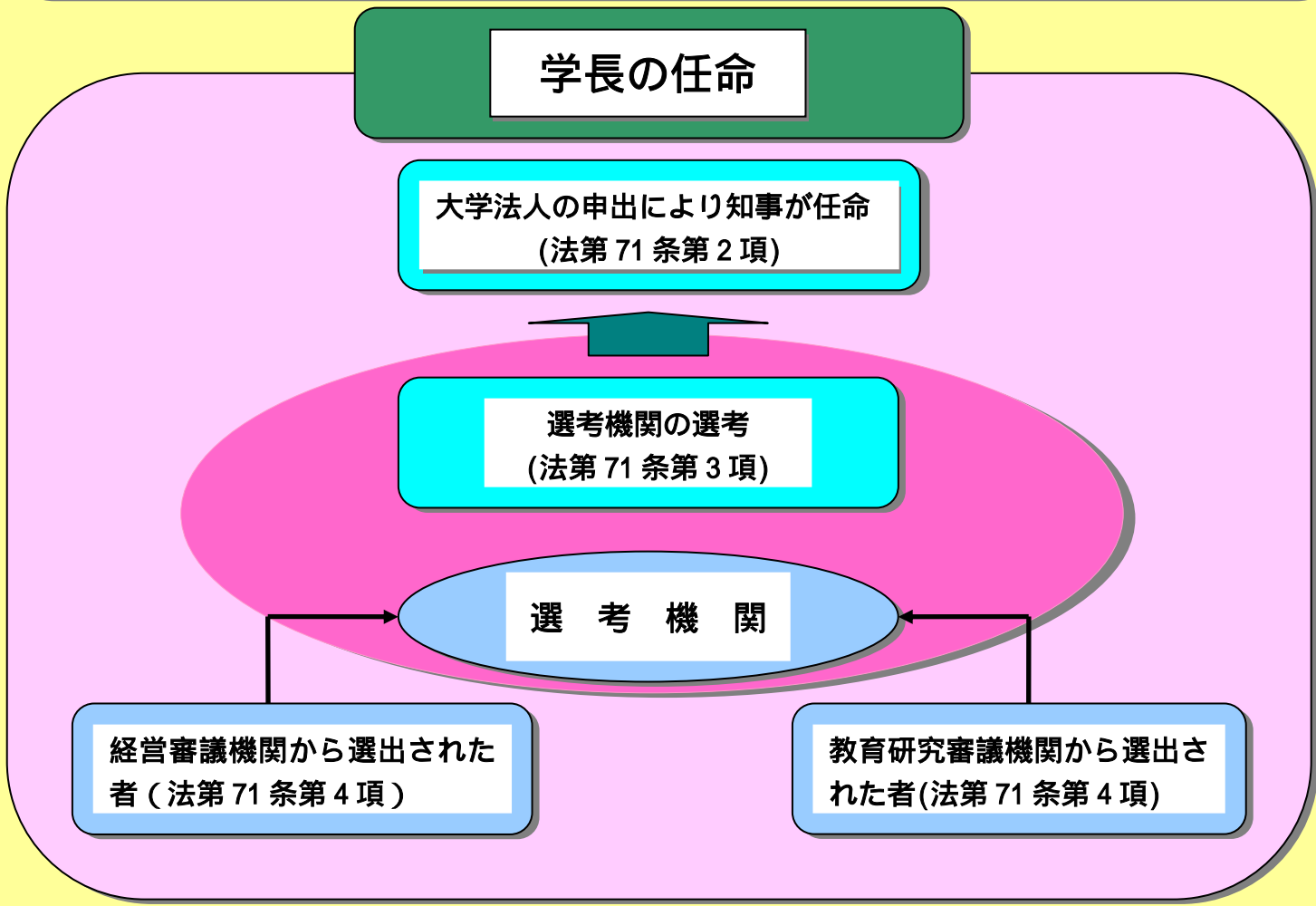
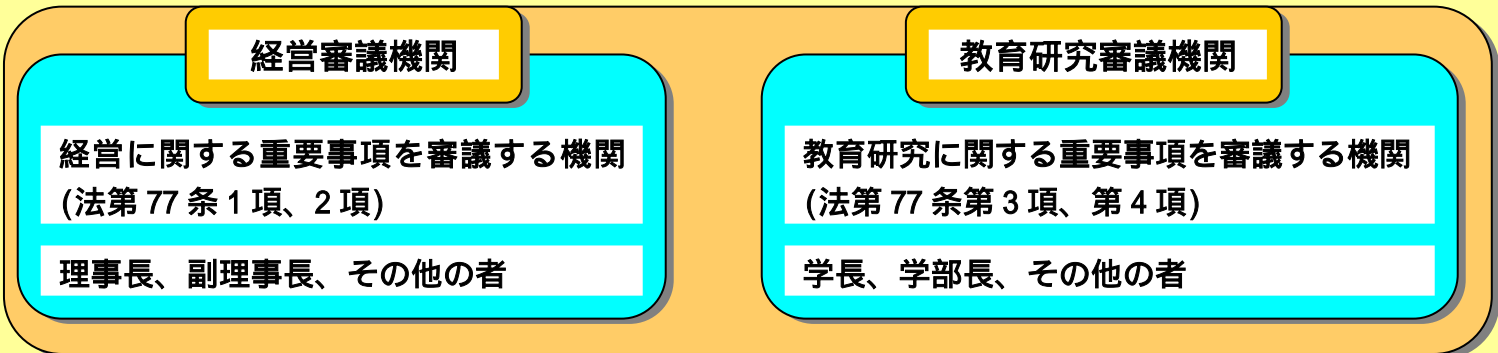
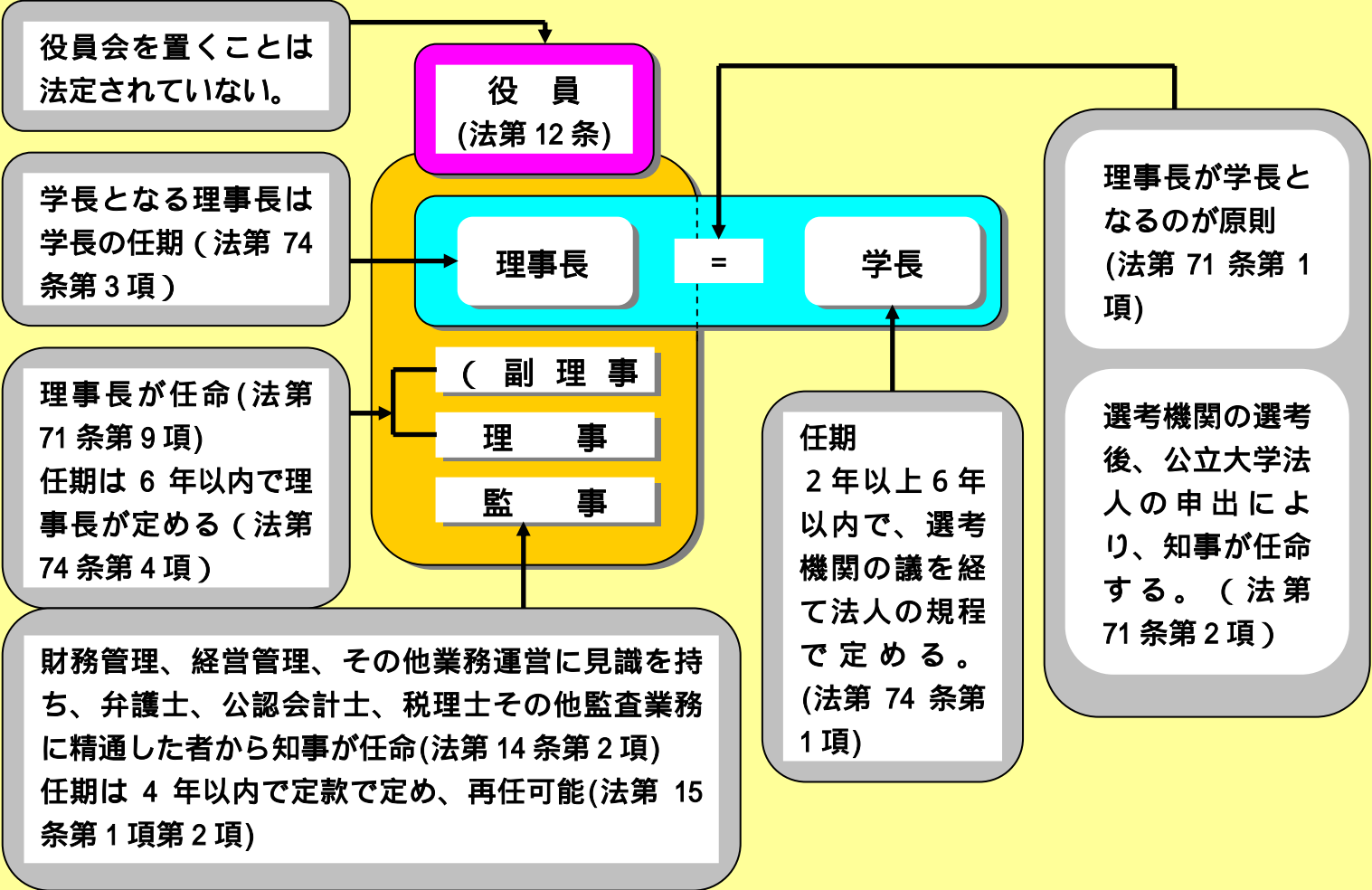
新しい制度を取り入れ、その利点を生かし、大学の活性化を図るためには、大学として確固とした理念のもと、自らの教育、研究、診療、地域貢献の各分野における自己評価、客観評価を行い、それに基づく大学として経営面、教育両面にわたる中長期的な活性化の戦略を形成する必要がある。その戦略に立脚した本学にふさわしい運営組織の具体策、人事、財務管理のあり方が求められている。

法人化組織に関する具体化の動きに今後共、鋭敏に対応するとともに、学内での大学活性化と法人化制度について全学的に十分論議を深めることが必要である。

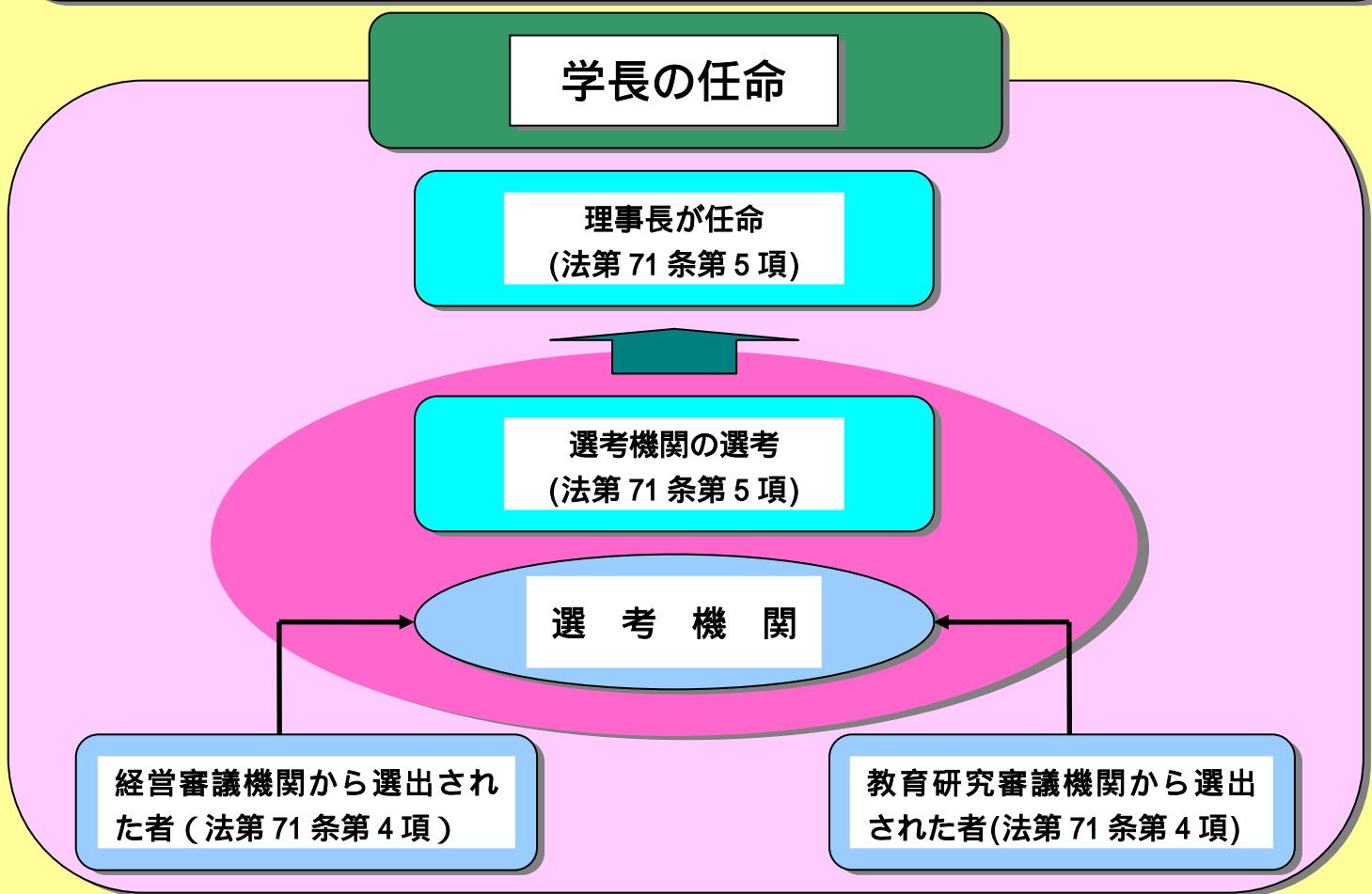
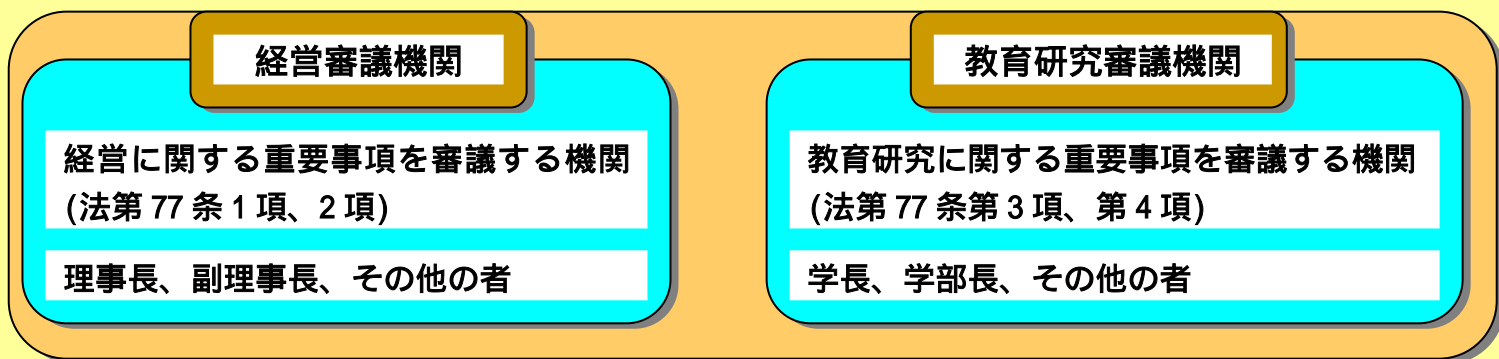
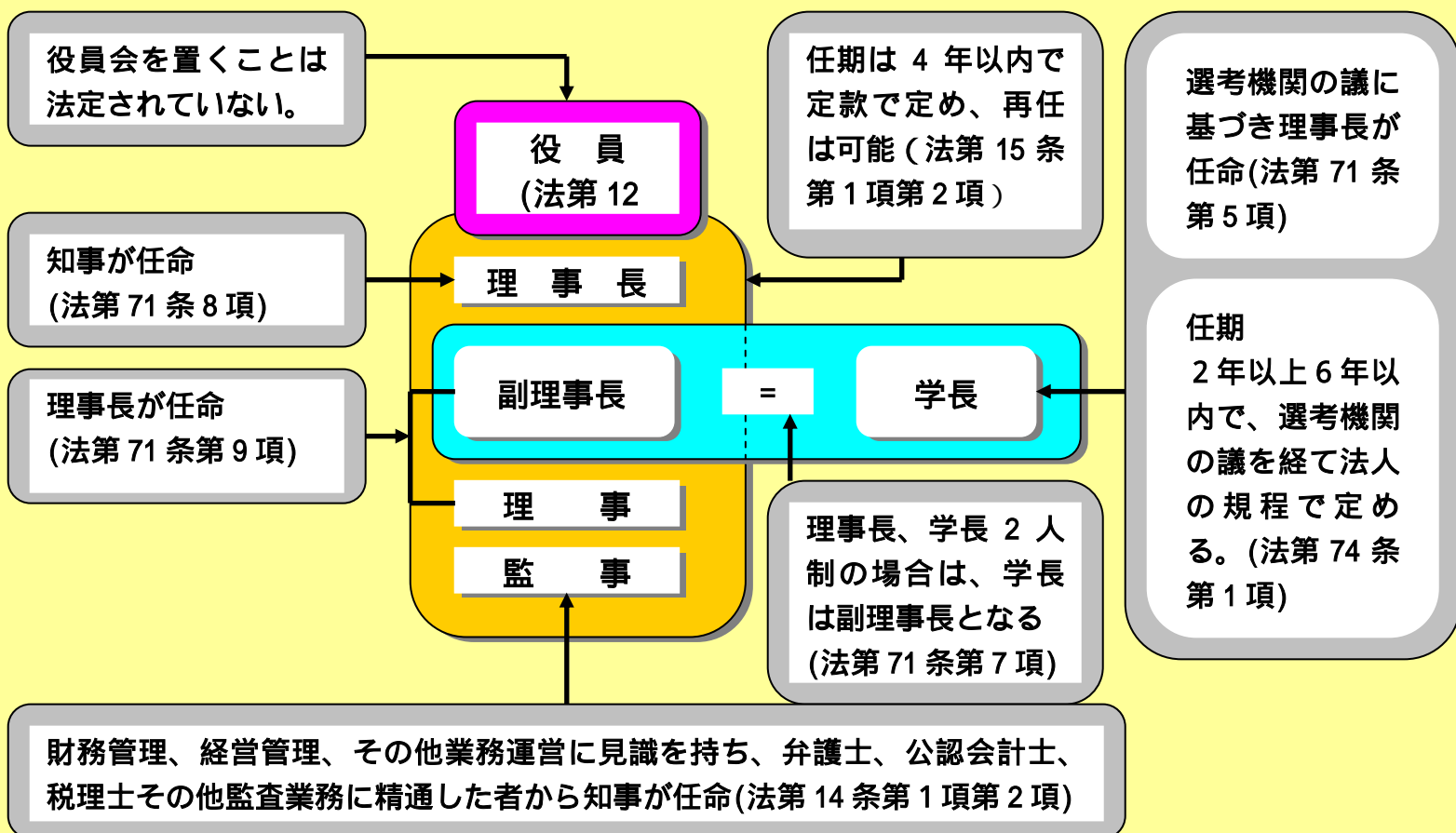
法人化の導入に関しては、設置者側の本学の大学たる存在意義の十分な理解を前提とした大学側、設置者側相互の慎重な論議が必要である。



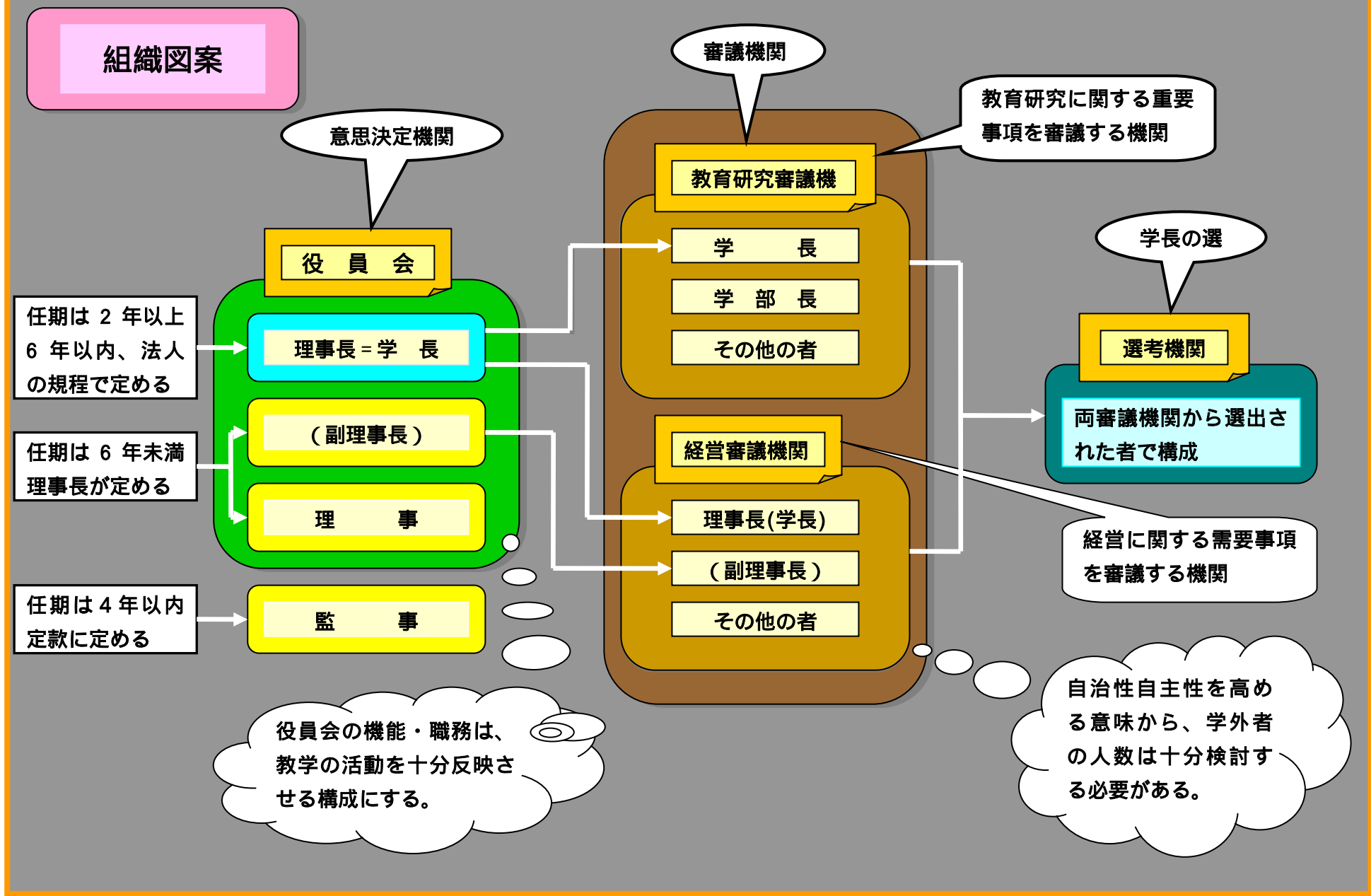
学長と理事長が同一人の場合（法第71条1項）



学長を理事長と別に任命する場合(法第71条1項但し書き)

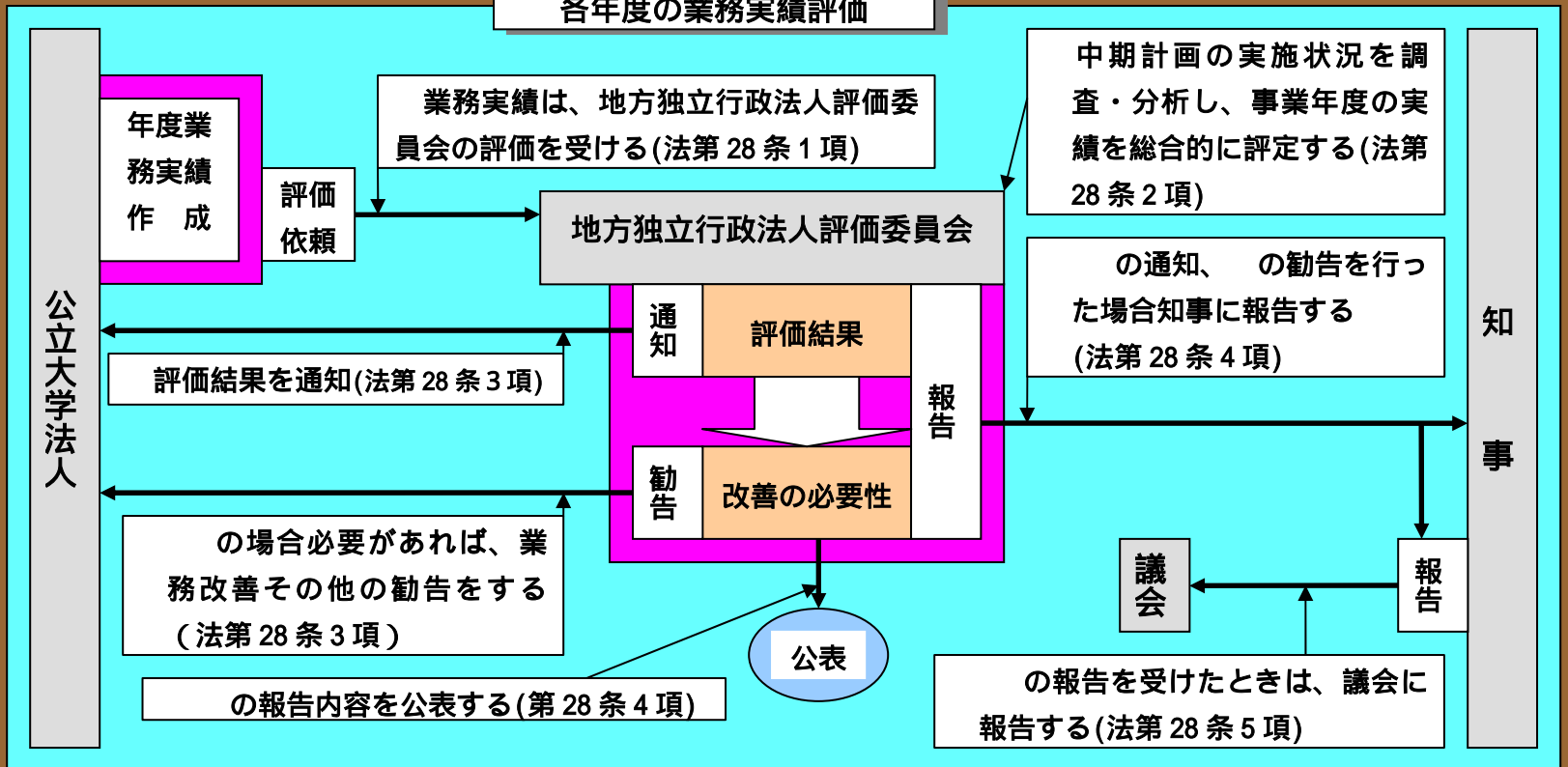


組織図案

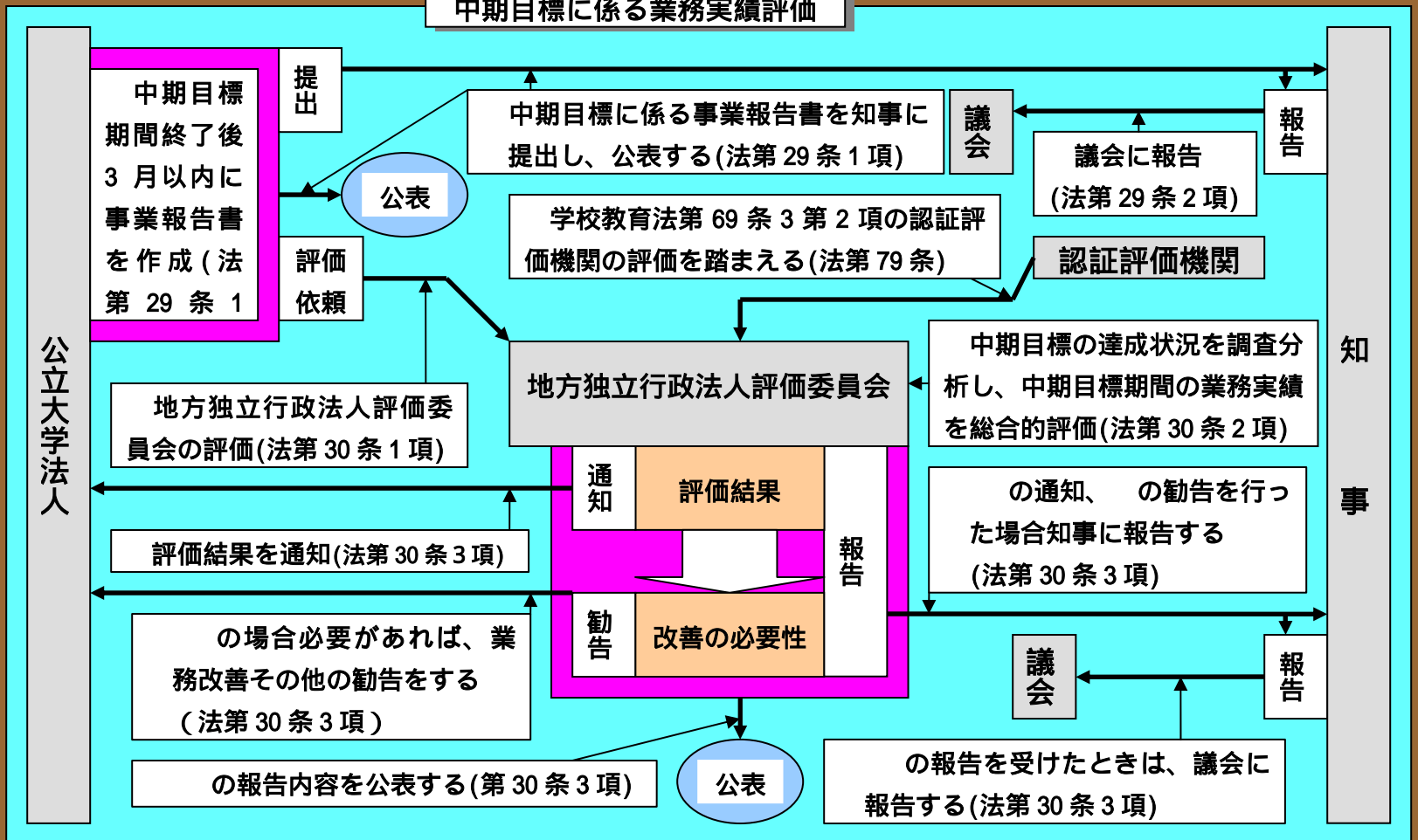


業務実績評価等

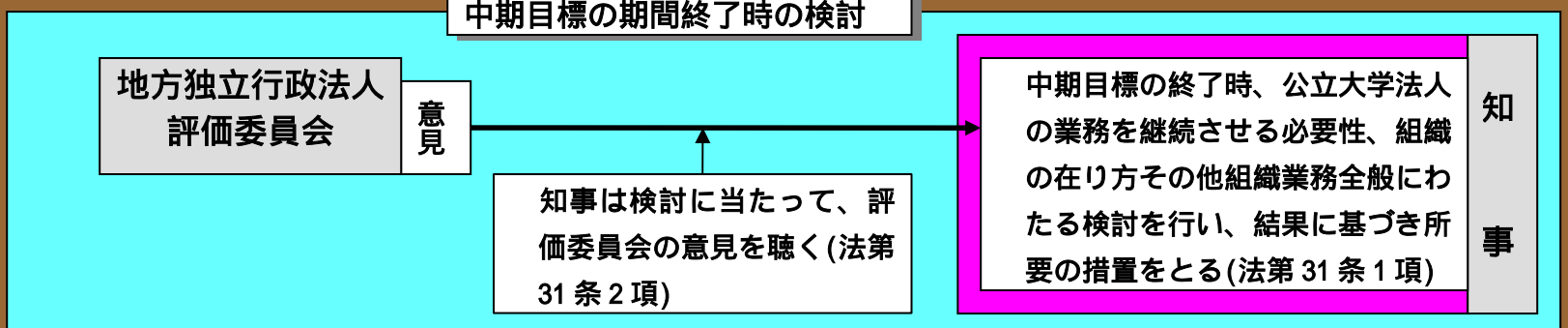
各年度の業務実績評価



中期目標に係る業務実績評価



中期目標の期間終了時の検討



『地方独立行政法人法』の概要

*は公立大学法人の特例

設立団体 → 県
設立団体の長 → 知事

1. 総 則

定 義

「地方独立行政法人」

- ・ 公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを、効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人。(法第2条第1項)

「特定地方独立行政法人」

- ・ 地方独立行政法人(第21条第2項に掲げる業務を行うものを除く。)のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に支障を及ぼすため、又は中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があると判断し、地方公共団体が議会の議決を経て定款で定めた法人。(法第2条第2項)

(参考)

法第21条第2項 大学の設置及び管理を行うこと。

⇒ 大学は「一般地方独立行政法人」となる。

業務の公共性、透明性及び自主性 一部*

- ・ 公共上の見地から確実に実施されることが必要であることから、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。(法第3条第1項)

- ・その事業の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。（法第3条第2項）
- ・地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。（法第3条第3項）

設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。（法第69条）

名称の特例 *

- ・法第21条第2項の業務を行う法人は、公立大学法人という文字を用いなければならない。（法第68条第1項）
- ・公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。（法第68条第2項）

財産的基礎

- ・地方独立行政法人は、業務実施に必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。（法第6条第1項）
- ・地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資できない。（法第6条第2項）
- ・設立団体は、地方独立行政法人の資本金の額の2分の1以上の資金その他の財産を出資しなければならない。（法第6条第3項）
- ・地方独立行政法人に出資する場合、金銭以外の財産の価額は、出資の日現在の時価を基準として、出資する地方公共団体が評価した価額とする。（法第6条第4項）

設 立 一 部 *

議会の議決を経て定款を定め、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。（法第7条）（法第80条）

定 款 一 部 *

- ・ 定款は次の事項を規定する。（法第 8 条第 1 項）
目的、名称、設立団体、所在地、法人の別、役員の定数・任期・その他役員、業務の範囲とその執行、公共的な施設関係、資本金・出資・資産、公告の方法、解散後の残余財産の帰属
- ・ 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て総務大臣及び文部科学大臣の認可が必要となる。（法第 8 条第 2 項）（法第 80 条）
- ・ 法人の別（特定地方独立行政法人かそれ以外か）の変更はできない。（法第 8 条第 3 項）

地方独立行政法人評価委員会

- ・ 設立団体に地方独立行政法人の事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」）を置く。（法第 11 条第 1 項）
- ・ 評価委員会は、地方独立行政法人の業務実績の評価に関すること、この法律又は条例によりその権限に属された事項の処理の事務をつかさどる。（法第 11 条第 2 項）

2 . 役員及び職

役 員

- ・ 役員として、理事長 1 人、副理事長、理事及び監事を置く。但し、定款で副理事長を置かないことは可能。（法第 12 条）
- ・ 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。（法第 13 条第 1 項）
- ・ 理事長は、設置団体の長が任命する。（法第 14 条第 1 項）
- ・ 監事は、財務管理、経営管理その他業務運営に識見を持ち、弁護士、公認会計士、税理士その他監査事務に精通している者を設立団体の長が任命する。（法第 14 条第 2 項）
- ・ 理事長は、副理事長及び理事を任命し、設立団体の長に届け、公表しなければならない。（法第 14 条第 3 項、第 4 項）

役員任期 一部*

- ・ 役員任期は4年以内において定款で定める期間。(法第15条第1項)
- ・ 役員は再任できる。(法第15条第2項)

公立大学法人の副理事長及び理事の任期は、第15条第1項の規程にかかわらず、6年を超えない範囲内において理事長が定める。(法第74条第4項)

役員欠格条項

政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。(法第16条第1項)

役員解任

設立団体の長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員がその役員の職務の遂行ができないとき、職務上の義務違反があるとき、職務の執行が適当でないため業績が悪化した場合に、その役員が適切でないことを認めるときは、解任することができる。

理事長任命の特例等*

- ・ 公立大学法人の理事長は大学の学長になるものとする。但し、定款により学長と理事長を別に任命することができる。(法第71条第1項)
- ・ 学長となる理事長の任命は、公立大学法人の申出に基づき、設立団体の長が行う。(法第71条第2項)
- ・ 上記の申出は、選考機関の選考に基づく。(法第71条第3項)
- ・ 選考機関は経営審議機関と教育研究審議機関双方から選出された者で構成される。(法第71条第4項)
- ・ 学長を理事長と別に任命する大学の学長の任命は、選考機関の選考に基づき、理事長が行う。(法第71条第5項)
- ・ 上記で任命された学長は、副理事長となる。(法第71条第7項)

- ・ 理事長、学長の二人制の場合の理事長は、設立団体の長が任命する。（法第 71 条第 8 項）
- ・ 上記以外の副理事長及び理事は、理事長が任命する。（法第 71 条第 9 項）

職員の任命

職員は理事長が任命する。（法第 20 条）

教職員の任命等 *

学長を別にする大学は、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、助教授、講師、助手）を任命、免職、降任するときは、学長の申出に基づいて行う。（法第 73 条）

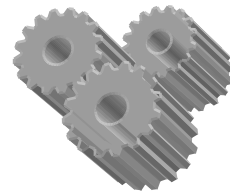
学長の任期等 *

学長の任期は、2 年以上 6 年を越えない範囲内で、選考機関の議を経て、法人の規程で定める。（法第 74 条）

学長となる理事長等の解任の特例 *

学長となる理事長、又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合、選考委員会の申出により行う。（法第 75 条）

3 . 業務運営



業務の範囲

地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款に定めるものを行う。

試験研究を行うこと、大学の設立及び管理を行うこと、公営企業、社会福祉事業等、これらの業務に附帯する業務を行うこと。（法第 21 条）

業務方法書

業務開始の際、業務方法書を作成し、設置団体の長の認可を受けなければならない。設立団体の長は評価委員会の意見を聴き認可する。認可を受けたときは、その業務方法書を公表しなければならない。（法第 22 条）

料金（授業料等）

業務に関して料金を徴収するときは、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。設立団体の長は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。（法第 23 条）

審議機関*

- ・ 経営に関する重要事項を審議する機関（経営審議機関）と教育研究に関する重要事項を審議する機関（教育研究審議機関）を置く。（法第 77 条第 1 項、第 3 項）
- ・ 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者より、教育研究審議機関は学長、学部長その他の者より構成する。（法第 77 条第 2 項、第 4 項）

中期目標の特例 一部*

- ・ 設立団体の長は、6 年の期間において公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを公立大学法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更するときも同様。（法第 25 条第 1 項）（法第 78 条第 1 項）
- ・ 中期目標に掲げる事項（法第 25 条第 2 項）
 - 住民に提供するサービスその他の業務の質向上に関する事項
 - 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 財務内容の改善に関する事項
 - その他業務運営に関する重要事項
- ・ 設立団体の長は、中期目標を定め、又変更するときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。（法第 25 条第 3 項）

- ・中期目標の期間は6年とする。(法第78条第1項)
- ・中期目標において、教育及び研究並びに運営の状況について、自ら行う点検及び評価並びに当該状況の情報の提供に関する事項を定める。(法第78条第2項)
- ・設立団体の長は、中期目標を定め、又これを変更しようとするとき、あらかじめ大学法人の意見を聴き、意見に配慮しなければならない。(法第78条第3項)

中期計画

- ・中期目標に基づき、中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表しなければならない。(法第26条第1項、第5項)
- ・中期計画に次の事項を定め、公表しなければならない。(法第26条第2項)
 - 住民に提供するサービスその他の業務の質向上に関する目標を達成するための措置
 - 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
 - 予算、収支計画及び資金計画
 - 短期借入金の限度額
 - 重要な財産を譲渡、又は担保に供する場合の計画
 - 剰余金の使途
 - その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- ・設立団体の長は、中期計画の認可をするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。(法第26条第3項)
- ・設立団体の長は、第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更を命じることができる。(法第26条第4項)

年度計画

毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき事業年度の業務運営に関する計画を定め、設立団体の長に届け出、公表しなければならない。

各事業年度に係る業務の実績に関する評価

- ・各事業年度における業務実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。（法第 28 条第 1 項）
- ・評価委員会は地方独立行政法人に、その評価結果を通知しなければならない。必要がある場合、業務運営の改善等を勧告でき、その通知を行った場合は、その通知に係る事項等を設立団体の長に報告し、公表しなければならない。（法第 28 条第 3 項、第 4 項）
- ・設立団体の長は、そのことを議会に報告しなければならない。（法第 28 条第 5 項）

中期目標に係る事業報告書

- ・地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後 3 月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出し、公表しなければならない。（法第 29 条第 1 項）
- ・設立団体の長は、事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。（法第 29 条第 2 項）

中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。（法第 30 条第 1 項）

- ・評価委員会が公立大学法人について第 30 条第 1 項の評価を行うに当たっては、学校教育法第 69 条の 3 第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえるものとする。（法第 79 条）

（参考）

学校教育法 第 69 条の 3

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

学校教育法 第 69 条の 3 第 2 項

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受ける者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けけるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りではない。

中期目標の期間の終了時の検討

設立団体の長は、中期目標の期間の終了時に業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般に検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。（法第 31 条）

4 . 財務及び会

企業会計原則

総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則による。（法第 33 条）

会計監査人の監査

財務諸表等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。（法第 35 条）

利益及び損失の処理等

- ・ 毎事業年度、損益計算書に利益が生じたとき、前事業年度からの損失をうめ、なお残余のあるときは、積立金として整理する。（法第 40 条第 1 項）
- ・ 毎事業年度、損益計算書に損失が生じたとき、積立金を減額して整理し、なお不足するときは、繰越欠損金として整理する。（法第 40 条第 2 項）
- ・ 残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、残余の額の全部又は一部を中期計画で定めた剰余金の使途に充てることができる。（法第 40 条第 3 項）

借入金等

- ・ 中期計画で定めた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金ができる。但し、設立団体の長の認可を受ければ、限度額を超えて短期借入金ができる。（法第 41 条第 1 項）
- ・ 長期借入金及び債券発行をすることができない。但し、設立団体からの長期借入金はできる。（法第 41 条第 5 項）

財源措置

設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。（法第 42 条）

財産の処分等の制限

条例で定める重要な財産を譲渡、又は担保に供するとき、設立団体の長の認可が必要となる。設立団体の長は、議会の議決を経なければならない。（法第 44 条第 1 項、第 2 項）

5 . 人事管理

役員の兼職禁止

特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除き、営利を目的とする団体の役員、又は自ら営利事業に従事してはならない。（法第 55 条）

職員の給与

職員の給与は、勤務成績が考慮されなければならない。退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準を定め、設立団体の長に届け出て、公表しなければならない。給与及び退職手当の支給基準は、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。（法第 57 条）

役員及び職員の地位

一般地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 . 地方独立行政法人への移行に伴う措置

職員の引継等

- ・ 移行型一般地方独立行政法人の成立の際、移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務のうち、設立団体の条例で定める職員は、別に辞令を發せられない限り、法人の設立の日に、移行型一般地方独立行政法人の職員となる。（法第 59 条）
- ・ 移行型地方独立行政法人は法人の職員となった者が退職に際しては、設立団体の職員として引き続いた在職期間を法人の職員の在職期間として取り扱うものとする。但し、設立団体を退職したときに退職手当を受けた者は除く。（法第 61 条）

権利義務の承継等

- ・移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、設立団体が有する権利及び義務のうち、政令で定めるものは、地方独立行政法人成立の時に於いて、移行型地方独立行政法人が承継する。(法第66条第1項)
- ・上の承継の際、承継される財産の価額の合計額が承継される負債の価額の合計額を超えるとき、その差額の金額及び設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合計額が、設立団体から移行型地方独立行政法人に出資されたものとする。承継される財産の価額の合計額が、承継される負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を設立団体から移行型地方独立行政法人の設立に際して出せんとする資金その他の財産の価額から控除して得た額が、設立団体から移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。(法第67条第1項、第2項)
- ・財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。(法第67条第3項)

7. 雑 則

報告及び検査 一部*

総務大臣及び文部科学大臣もしくは設立団体の長は、地方独立行政法人に対し、報告をさせ、又は立入検査をすることができる。(法第88条第1項)(法第80条)

違法行為等の是正 一部*

- ・設立団体の長は、地方独立行政法人又は役員若しくは職員の行為が法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則に違反、又は違反するおそれがある場合、行為の是正のため必要な措置をとることを命じることができ、設立団体の長の命令があったときは、地方独立行政法人は行為の是正、その他の必要な措置を講じ、措置内容を設立団体の長に報告しなければならない。(法第89条第1項、第2項)

- ・ 総務大臣及び文部科学大臣は、地方独立行政法人又は役員若しくは職員の行為が法律、他の法令に違反、又は違反するおそれがある場合、設立団体又はその長に行為の是正のため必要な措置をとることを命じることができ、地方独立行政法人又は役員若しくは職員の行為が法律等に違反、又は違反のおそれがある場合で、緊急その他の必要を認める時は、地方独立行政法人に対し、是正のための必要な措置を命ずることができる。(法第 89 条第 3 項、第 4 項)(法第 80 条)

解 散 一 部 *

- ・ 地方独立行政法人は、設立団体はその議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けたときに、解散するものとする。
(法第 92 条第 1 項)(法第 80 条)
- ・ 解散した場合、その債務を弁済しなお残余財産があるときは、出資した地方公共団体に対し、定款のさだめにより分配しなければならない。(法第 92 条第 2 項)
- ・ 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合、その財産で債務を完済できないとき、当該債務に要する費用の全部を負担しなければならない。(法第 93 条)

関係法令の整備

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)
第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法)(平成15年法律第 号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

学校教育法

第2条 学校は、国(国立大学法人法(平成15年法律第号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第 号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。)及び私立学校教育法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

第101条の2 地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人は、第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、大学以外の学校を設置することができない。

教育公務員特例法

(定義)

第2条 この法律で「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校であつて同法第2条に定める公立学校(地方独立行政法人法(平成15年法律第 号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門教育職員をいう。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律

(附則第2条の2)

法人への派遣期間について、現行最大5年を、今回の法改正により、移行型一般地方独立行政法人への派遣については、最大10年に改正

地方独立行政法人法に対する国会附帯決議

1. 衆議院

政府及び地方公共団体は、本法律の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 地方公共団体が地方独立行政法人を設立するか否かについては、あくまでも地方公共団体の自主的な判断を尊重すること。
- 二 地方独立行政法人化に当たっては、雇用問題、労働条件について配慮して対応するとともに、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通を行うこと。
- 三 地方独立行政法人の業務の実績の評定に当たっては、財務面の評価のみならず、社会的評価の観点も加味して行うこと。
- 四 第三セクター等の経営立て直しの手段として地方独立行政法人が選択されないようにするとともに、その早急な抜本解決を促し、経営責任の明確化、精算の可否、民営化の是非などを厳しく精査検討すること。
- 五 公立大学法人の定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可に際しては、憲法が保障する学問の自由と大学自治を侵すことのないよう、大学の自主性、自律性が最大限発揮しうる仕組みとすること。

2. 参議院

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判断を十分尊重すること。
- 二 地方独立行政法人への移行に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通が行われるよう、必要な助言等を行うこと。
- 三 地方独立行政法人の情報公開に関しては、住民に対し業務状況等を積極的に公開するとともに、その公開方法の改善に努めるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 地方独立行政法人の業績評価に当たっては、財務面のみならず、住民の意見を積極的に取り入れることにより、住民の視点に立った評価制度が確立されるよう、その体制整備に努めること。
- 五 第三セクター等の経営健全化に関しては、その手段として安易に地方独立行政法人への移行が選択されないようにするとともに、地方公共団体に対し、法的整理を含めその早期抜本処理を促し、経営責任の明確化、清算の可否、民営化の是非を精査検討できるよう、必要な対策を講ずること。
- 六 公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性・自律性を最大限発揮しうるための必要な措置を講ずること。